



(裏)

6、同居の65歳未満の祖父母はいますか。

- いない
- いる → 祖父（ 就労 ・ 就学 ・ 疾病や障害 ・ 介護看護 ・ 災害復旧 ・ 保育要件なし ）  
祖母（ 就労 ・ 就学 ・ 疾病や障害 ・ 介護看護 ・ 出産 ・ 災害復旧 ・ 保育要件なし ）

7、令和5年度の課税証明書のコピーの提出について。 ※保育所等の入所審査及び保育料算定に使用します。

- 令和5年1月1日時点で鎌倉市に住民票がある → ご提出は不要です。
- 令和5年1月1日時点で鎌倉市に住民票が**ない** → 当時の住所をご記入のうえ、**令和5年度の課税証明書**を添付してください。

（当時の住所： \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市区町村）

※入所希望月によって、ご提出いただく課税証明の年度が異なるため、下記をご確認ください。

- 令和5年9月～令和6年8月入所希望 → 令和5年度課税証明書（父母分）
- 令和6年9月～令和7年8月入所希望 → 令和6年度課税証明書（父母分）

8、保護者のどちらかが単身赴任をしていますか。

- 父  母  どちらもしていない
- （単身赴任の居住住所： \_\_\_\_\_）
- （単身赴任期間： 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで）

9、就労開始日が、申請児童の生年月日以降の場合、次の項目にお答えください。

申請児童が出生する前に、就労実績はありますか。

- ない
- ある → 利用調整基準表（2）-14の対象となる可能性がございます。  
当時の就労先の就労証明書や雇用契約書の写し、開業届の写し等、就労の事実がわかる書類があれば添付してください。

10、ひとり親世帯に該当する場合、次の項目にお答えください。

- 該当なし
- 該当あり → 次の書類のうち、どれかひとつを申請書に添付してください。
- ・ 戸籍謄本のコピー
  - ・ 児童扶養手当証書のコピー
  - ・ 福祉医療証のコピー
  - ・ 離婚届の受理証明書のコピー

11、鎌倉市内の申請と同時に、他の市区町村の保育所等へも申請している場合、次の項目にお答えください。

Q1：鎌倉市と他の市区町村でそれぞれ内定となった場合、どちらの申請を優先しますか。

- 鎌倉市 → 他の市区町村への申請は取下げとなります。
- 他の市区町村 → 複数申請している場合は、下記に優先順位の高い順（鎌倉市含む）に市区町村名をご記入ください。  
（ \_\_\_\_\_ → \_\_\_\_\_ → \_\_\_\_\_ ）

※優先順位の高い他の市区町村の保育所等に内定した場合、優先順位の低い市区町村（鎌倉市含む）の保育所等の申請は取下げとなります。

Q2：優先順位の低い市区町村の保育所等のみ内定した場合、優先順位の高い市区町村への申請は、継続しますか。

- 継続する ※内定施設入所後、転園申請書を提出してください。
- 取り下げる